

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」
の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年8月23日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（特に水道分野での各種評価調査の経験を高く評価する）
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。具体的には以下のとおり。

マラウイ国「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」に従事している各社（株式会社協和コンサルタンツ、横浜ウォーター株式会社、株式会社TECインターナショナル、合同会社適材適所）。

(2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国ではありませんが、黄熱病の予防接種を推奨します。（黄熱に感染する危険のある国から来る、または、乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在する場合に、黄熱予防接種証明書が要求されます。）

6. 業務の背景

JICA はクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づき成長する水道事業体を増やすため、「クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査」（以下、「情報収集・確認調査」という。）を実施し、主に発展段階②「基本的サービス向上支援型」に分類される水道事業体の財務、経営指標の分析を通じて、課題を把握し、その解決策を提示し、その過程を通じて得られる教訓の抽出を行う予定としている。今回、情報収集・確認調査としては、複数か国を対象とした「全世界（広域）クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査」（以下、「全体分析調査」という。）と、マラウイの具体的な案件を取り上げて評価分析を行う評価分析業務（以下、「本業務」という。）の2つの業務をそれぞれ別の契約により実施する。情報収集・確認調査では、財務・経営指標の分析結果に基づき解決策を検討するアプローチをとるが、仮に、解決策が適切で、水道事業体の経営層が解決策を理解していても、実行し結果を評価するまでの間に経営層

と実務者の間で理解の乖離や実施にあたっての阻害要因があると、課題の解決に至らない。本業務では、この経営層と現場の実務者間での意識や認識の乖離や実施段階での阻害要因に着目し、技術協力プロジェクトを実施中であるマラウイで評価分析団員による詳しい調査を行う。

本業務の目的は2つに大別される。第一の目的は、2024年12月に終了を控えた技術協力プロジェクト「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」の終了時評価調査を実施し、その活動実績、成果達成の見込み等を評価し、将来に向けた提言と類似案件への教訓を抽出することである。マラウイでは人口増加による水需要増と共に、給配水管の施工不良や老朽化による漏水の増加が状況をより深刻化させていることから、同プロジェクトでは、無収水削減計画の作成や、無収水削減に係るパイロット活動・研修などの活動を通じて、包括的、効果的かつ持続的な無収水削減計画の立案と技術的な能力向上に取り組んでいる。

第二の目的は、上記のリロングウェの終了時評価の機会を活用し、上述の阻害要因や促進要因について分析することである。無収水削減や経営改善を困難なものにさせる根本的な要因を探るとともに、財務・経営指標から見た課題分析と経営層の判断、解決策の提示と実行、モニタリング等の観点や、発展段階②から③に至るまでの課題について、プロジェクト運営の観点及びJICAのクラスター戦略実施の観点から、留意点や好事例、教訓等を考察し導き出す。

実施中の技術協力プロジェクト「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」に関する事業背景を以下に記載する。

リロングウェ市の人口増加率は3.8%（2018年国勢調査）と、全国平均2.9%（2018年国勢調査）を上回っており、これに伴い水需要量も増加している。2015年におけるリロングウェ市の水需要量123,211m³/日（2015年国家水資源マスタープラン）は、リロングウェ水公社（Lilongwe Water Board。以下、「LWB」という。）の生産水量92,441 m³/日（LWB Annual Report、2015/2016）を大きく上回っている。このような水需給バランスの悪化により、2010年までは24時間であった一日当りの給水時間も、2015年には18時間（LWB Strategic Plan 2015-2020）と減少傾向にある。マラウイ政府では、この問題を解決するために「マラウイ国家成長・開発戦略2017-2022（MGDSIII）」における重点分野の一つとして「農業、水資源開発、気候変動対策」を位置付け、リロングウェ市の新規水源として大模ダム開発や地下水開発も計画しているが、資金確保等に苦慮しており必ずしも順調には進んでいない。また、給配水管の施工不良や老朽化による漏水

の増加が水需給量をさらに逼迫させる要因となっていることに加えて、水道メータの誤検針や、違法接続等による請求できていない水量も含めた無収水率は、2015年において36%（LWB Strategic Plan 2015-2020）にも及んでいる。このためLWBでは、既存水源水量を最大限効率的に活用するため無収水量の削減を目指し、「LWB Strategic Plan 2015-2020」において2020年までに無収水率を28%に削減する目標を掲げ活動を実施してきている。しかし、これまでにLWBが実施してきた無収水削減対策は、DMA（District Metered Area）の構築、水道メータの更新計画の策定、地上漏水にかかる対症療法といった側面だけに留まっており、一時的には無収水率が低減するものの、しばらく期間を空けると無収水率が上昇するといった復元が見られている。LWBもこの課題を認識しており、より包括的、効果的かつ持続的な無収水削減計画の立案と技術的な能力向上に対する支援を望んでいた。

このような背景から、マラウイ政府は「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」を我が国に要請し、リロングウェ市における水利用効率の改善に向けたリロングウェ水公社の能力強化を目的とした技術協力プロジェクトを実施している。現在、1名の長期専門家及び業務実施契約による短期専門家チームの派遣を2019年6月から行っている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、情報収集・確認調査の一環として、「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」の終了時評価の評価分析業務を担う。

一方、情報収集・確認調査の一環で複数か国を対象として行われる全体分析調査では、別途調達されるコンサルタントにより、17か国27の水道事業体について、デスクトップサーベイと絞り込んだ対象国について現地調査が行われる予定となっている。本業務従事者は、この全体分析調査の現地調査に先立ってマラウイで終了時評価を行い、終了時評価調査結果を踏まえた要因分析やアフリカ特有の留意点や考察等を全体分析調査のコンサルタントに情報提供する。全体分析調査の業務の詳細については、別案件として、コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約）

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?&contract=1>）に特記仕様書（案）が公開される予定のため、参照すること。

評価分析を担当する本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画

と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、プロジェクト終了後を視野に将来に向けた提言を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2024 年 9 月上旬～2024 年 9 月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（モニタリングシート、コンサルタント活動進捗報告書、短期専門家活動報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他マラウイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。作成した質問票（案）は、JICA 担当部署が内容を確認の上、JICA 担当部署から JICA マラウイ事務所もしくはプロジェクト経由で先方関係機関等に配布することを想定している。
- ④JICA 担当部署との打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2024 年 9 月中旬～10 月中旬）

- ①JICA マラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本調査の目的・評価手法・スケジュールについて説明を行う。
- ③マラウイ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。この際、経営層と実務者の双方から、1) 無収水の改善に資する解決策についての理解、2) 解決策の実行状況や、3) その成果についての認識等についても聴取し、経営層と現場の実務者間での意識や認識の乖離や実施段階での阻害要因に着目した分析を行うための材料を収集する。

④別途 JICA から提供するクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」のモニタリングシートを用いて、LWB の Annual Report などの既存資料も活用しつつ、LWB の水道サービスの状況（パフォーマンス指標）及び経営状況（財務指標）に関連した情報を収集し、全体分析調査のコンサルタントに情報提供する。情報収集の際には、可能な限り経営層と実務者のそれぞれから財務・経営指標についての理解をヒアリングし、両者の認識に乖離がある場合には掘り下げ背景となる考え方を聴取する。

⑤各ヒアリングの議事録を作成する。

⑥収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑦準備並びに上記ヒアリングから得られた結果をもとに、他の調査団員及びマラウイ側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）を作成する。

⑧評価報告書（案）（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑨協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

⑩現地調査結果の JICA マラウイ事務所等への報告に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

⑪終了時評価調査結果を踏まえて、無収水削減や経営改善を困難なものにさせる要因分析を行う。

（3）整理業務（2024 年 10 月中旬～2024 年 11 月下旬）

①要因分析結果や考察等を全体分析調査のコンサルタントに共有する。

②11 月上旬に予定されるプロジェクトの合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）にオンラインで参加し、終了時評価の概略をマラウイ側 C/P に説明する。

③評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。

- ④報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書

2024年11月29日（金）までに提出。

次の①～④、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ①評価報告書（英文）
- ②「全世界（広域）クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査」向けの情報分析報告書（和文）
- ③評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ④担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年9月中旬～10月中旬を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。別途、業務実施契約で予定している全体分析調査のコンサルタントが同地への渡航を行う可能性があります。

ア) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：JICA が必要に応じアレンジします。

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジしますが、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICA マラウイ事務所もしくはリロングウェ水公社内執務スペース提供（インターネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第二チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- 要請書（写）及びR/D
- マラウイ国リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト専門家業務完了報告書（長期専門家が作成したもの）（2022年5月）

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- マラウイ国「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1602141_1_s.pdf

- リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000033220>

- マラウイ国 リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト業務完了報告書（第1期）

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000045692>

- プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成/実施監

理上の留意事項」最終報告書（要約、最終報告書、付属資料）：

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000042455>

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000042456>

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000042458>

- ③ JICA グローバル・アジェンダのクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」は、以下のウェブサイトで公開されています。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

- ④ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上